



2023年3月31日

各 位

会社名 日立建機株式会社
代表者名 執行役社長兼 CEO 平野 耕太郎
(コード：6305 東証プライム市場)
問合せ先 広報・IR部長 井戸 治子
(TEL 03-5826-8152)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の報酬委員会において、役員報酬制度の見直しを行い、当社の執行役（以下「対象役員」といいます。）を対象とした譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的

本制度は、対象役員に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

2. 本制度の概要

当社は、対象役員に対し、当社報酬委員会の決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として金銭債権を支給し、対象役員は、当該金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日での東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象役員に特に有利な金額としない範囲で、取締役会において決定します。

なお、対象役員への具体的な支給時期及び配分については、報酬委員会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行又は処分に当たっては、当社と対象役員との間において、

① 譲渡制限付株式の割当てを受けた対象役員は、譲渡制限付株式の交付日から当社の執行役及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職する日までの間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること

② 一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得すること

などをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役員が野村証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

以 上